

世田谷区立ファミリー農園の利用案内

ファミリー農園は、区民の方に野菜づくりを通して、土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深め、あわせて農地の保全と緑地空間の確保を図ることを目的としております。

しかしながら、近年、隣接区画利用者とのトラブル、近隣住民とのトラブルが起こることがあります。ファミリー農園を楽しくご利用いただくために、この「ファミリー農園の利用案内」をよく読んで、お互いにルールを守って、気持ちのよい野菜づくりができるようにご協力をお願いします。

また、農園はいずれも住宅地内にあります。近隣の方々のご理解がなければ、農園を運営していくことはできません。地域の環境や景観を損なうことのないよう注意してご利用ください。

■利用を始めるにあたり

1. 利用できる方

- (1) 利用を承認された方と同一世帯の家族
- (2) 利用を承認された団体の構成員

2. 利用期間

1年11か月（3月1日から翌々年の1月31日まで）

※ただし、区民農園は区が土地所有者と貸借契約を結び土地をお借りすることで運営しております。このため、土地所有者からやむを得ない事情により土地返還の申し出があった場合、農園を閉鎖することがあります。その場合、以後の利用はできなくなりますので予めご了承ください。

※利用を承認された時期によっては、上記利用期間と異なる場合があります。

3. 利用時間

「日の出」から「日の入」まで

※なお、早朝の利用（特に夏季）は、話し声や物音が近隣の迷惑にならないよう、十分にご配慮ください。

■農具等の使い方について

農機具（クワ、レイキ、スコップ、ジョーロ）は、皆様の共用物ですので譲り合って大切に使用してください。使用後は土をよく落としてからしまってください。ケガのないよう、取り扱いにはご注意ください。

■ゴミについて

農園にゴミ置き場はありません。必ず各自でお持ち帰りください。通路や近隣施設等への投棄は絶対におやめください。ゴミの減量にご協力をお願いします。

■区画の使い方について

1. 種、苗、肥料、園芸資材は、利用者の負担となります。
2. 樹木等を植えたり、耕作以外の目的に利用することはできません。
3. トウモロコシ、ひまわりなど丈の高くなるものは、周囲の区画の日照を妨げないように、

区画の中心に植えてください。

4. 葉やつるが、隣接区画に侵入しないよう心がけてください。
5. 有機肥料等を使用する場合は、異臭を生じないようにご注意ください。
6. 区画内や通路に雑草を繁茂させると周囲の区画や次の利用に悪影響を与えます。特に夏場は注意してまめに除草してください。

■農薬の使用にあたって

1. 病害虫や被害の早期発見に努め、定期的に農薬を散布するのではなく、状況に応じた適切な防除を行ってください。
2. 病害虫に強い品種の選定や、害虫の捕殺等によりできるだけ農薬使用の回数及び量を削減してください。
3. 農薬を使用する場合は、国に登録された農薬を使用・使用上の注意事項を守って使用してください。
4. 農薬を散布する前に、近隣区画の方等にお知らせするなどできるだけ了解を得てください。
5. 農薬散布は、風がないこと、周囲に人のいないことを確認し、農薬の飛散防止にできるだけ注意してください。
6. 農薬の使用日・種類・使用量等を記帳しておいてください。

■利用が終わってから

利用期間が終了したときや利用を辞めるときは、作物や資材を片付けて区画を原状に戻してください。また、片付けた際に発生した作物や資材は必ずお持ち帰りください。

■損害賠償

農園の施設をき損、又は滅失した場合、損害額を賠償していただくことがあります。

■栽培物の損害

天災、盗難及び病害虫等による栽培物の損害に対し、世田谷区及び(株)世田谷サービス公社は一切の責任を負いません。

■利用者間のトラブルについて

利用者間のトラブルに対し、世田谷区及び(株)世田谷サービス公社は一切関与致しません。

■禁止事項

1. 農園内で栽培したものを販売するなど、営利を目的として利用すること。(条例第6条2項)
2. 農園を利用する権利を他人に譲渡したり、転貸すること。(条例第14条)
3. 土地の形質を変更したり、工作物を設置すること。(規則第17条1号)
4. 利用承認を受けた場所以外の場所を使用すること。(規則第17条2号)
5. 農園内での喫煙及び火気を使用すること。(規則第17条3号)
6. 区画外に耕作資材を置いたり、塀や柵へ物を建て掛けること。(規則第17条4号)
7. 自動車で通園すること。(規則第17条4号)
8. ホースを使って散水すること。(規則第17条4号)
9. 農園内で飲酒すること。(規則第17条4号)
10. その他、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為をすること。(規則第17条4号)
11. 区画を一定期間(3ヶ月程度)放置すること。(規則第17条4号)

※途中で耕作できなくなった場合は、(株)世田谷サービス公社までご連絡ください。

■使用料、還付・不還付基準

条例第13条で「既に納付した使用料は還付しない。ただし、区長は相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することが出来る。」となっています。

自己都合により利用を辞めるときは、使用料の還付はできませんのでご注意ください。

なお、次の場合にのみ還付ができます。

- (1) 農園が途中で閉園になったとき。
- (2) 世田谷区から転出し、世田谷区民でなくなったとき。
- (3) 専ら耕作に従事していた人が死亡または故障により、適正な管理ができなくなったとき。(除籍の謄本または医師の診断書及び申出書添付)
- (4) 天災等の理由により、長期にわたって農園が利用できなくなったとき。

■その他

ファミリー農園の利用についてお気づきの点がありましたら、(株)世田谷サービス公社までご連絡ください。

連絡先 (株)世田谷サービス公社

TEL 3749-2959

(年末年始を除く午前9時から午後4時まで)